

動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可証書換え交付申請書

年 月 日

秋田県知事

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第45条の規定により動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可証の書換え交付を受けたいので、下記により申請します。

記

1 営業所の名称及び所在地

名 称：

所在地：

2 許可年月日及び許可番号

許可年月日： 年 月 日

許可番号：

3 書換え事項

事項	
新	
旧	

4 参考事項

備考

- 1 記の3には、許可証の記載事項のうち変更のあった部分を新旧対照にして記載すること。
- 2 許可証の原本を添付すること。



## <申請上の留意点>

### 動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可証の書換え交付申請について

#### I 許可証に記載された事項を書換えしたい場合

##### 1 動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可証書換え交付申請書

- (1) 申請書に記載する許可年月日は、動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可証に記載されている許可の有効期間の開始年月日を記載してください。
- (2) 書換事項の欄には、変更のあった部分について、新旧を対照し記載してください。なお、別紙に、新旧を対照し記載しても差し支えありません。
- (3) 動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可証書換動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可証書の書換え交付申請手数料（秋田県証紙2，200円）  
秋田県証紙を証紙納付書に貼付し、提出してください。  
住居の表示を変更する場合で、住居表示に関する法律第7条の特例に該当する場合は、手数料は徴収しません。
- (4) 動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可証

##### 2 動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可関係事項変更届出書

- (1) 変更届出書に係る添付書類については、別途「動物用高度管理医療機器等の販売業に係る許可関係事項の変更届出について」の<留意点>を参照してください。
- (2) 住所の表示を変更する場合で、住居表示に関する法律第7条の特例に該当する場合には、市町村が交付する住居表示変更に係る証明書を添付してください。手数料は必要ありません。

#### II その他

##### 1 書換えにあたっては、書類審査等を行うため、2週間程度の期間が必要となります。十分な余裕をもって、申請ください。

##### 2 申請書を正式に提出する前に、申請書（案）をFAXやメール等によりご送付頂ければ、内容の事前確認と記載事項の修正すべき点について、ご連絡をいたします。

##### 3 申請書・届出書の押印の廃止について

各種申請書等については、令和2年12月21日以降、関係省令の一部改正により、申請者等の押印は廃止され不要となりました。添付書類についても押印不要です。

##### 4 お問い合わせ・申請書類提出先

秋田県北部家畜保健衛生所 hokubukaho@pref.akita.lg.jp  
〒018-3454 北秋田市脇神字高村岱92  
Tel 0186-62-2715 Fax 0186-62-0146

秋田県中央家畜保健衛生所 Chuokaho@pref.akita.lg.jp  
〒011-0904 秋田市寺内蛭根1丁目15-5  
Tel 018-864-0401 Fax 018-862-7132

秋田県南部家畜保健衛生所 nan-kaho@pref.akita.lg.jp  
〒014-0011 大仙市富士見町6-55  
Tel 0187-62-5354 Fax 0187-66-1849

御不明な点については、店舗の住所地を所管する家畜保健衛生所の担当者へ、気兼ねなく御相談ください。